

# 公益財団法人日本陸上競技連盟 後援競技会規程

## 第1章 概要

### (定義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）が後援する競技会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (認定期間)

第2条 後援競技会の認定期間は、1年間とする。

### (申請者)

第3条 後援競技会の申請者は、主催者となる加盟団体、地域陸上競技協会もしくは協力団体とする。

### (競技場及びコース)

第4条 競技場で行われる競技会は、本連盟競技規則第140条に定める第2種以上の公認陸上競技場とする。

- 2 室内競技会は、室内陸上競技場公認に関する細則に準じる施設とする。
- 3 競歩競技会及び道路競走競技会は、本連盟公認コースとする。
- 4 クロスカントリー競走競技会は、クロスカントリー競走コース設定基準に準じるコースとする。
- 5 駅伝競走競技会は、駅伝競走基準に準じるコースとする。
- 6 競技規則第149条2に定める、競技場以外で行われる競技会は、屋外種目別陸上競技施設公認に関する細則に準じる施設とする。

### (競技会の日程)

第5条 後援競技会の日程は、本連盟主催競技会の日程を鑑み、本連盟と後援競技会主催者で調整を図るものとする。

### (競技会の実施種目)

第6条 後援競技会の実施種目は、本連盟主催競技会の実施種目を鑑み、本連盟と後援競技会主催者で調整を図るものとする。

### (申請の受付)

第7条 後援競技会の申請期限は、下記の通りとする。

- ① 4月1日から6月30日までに開催の競技会は、前年の8月15日まで。
- ② 7月1日から9月30日までに開催の競技会は、前年の11月15日まで。

③ 10月1日から12月31日までに開催の競技会は、同年の2月15日まで。

④ 1月1日から3月31日までに開催の競技会は、前年の5月15日まで。

(競技規則の遵守)

第8条 後援競技会の主催者は、本連盟競技規則を遵守する。

## 第2章 申請要件

(競技会役員及び競技役員)

第9条 後援競技会の主催者は、本連盟が指定する者を競技会役員及び競技役員に委嘱することができる。

(競技会運営組織)

第10条 後援競技会は、主催に、加盟団体、地域陸上競技協会もしくは協力団体が入っていること。

2 後援競技会は、共催もしくは後援に、開催地都道府県、開催地区市町村及び地域陸上競技協会のいずれかが入っていること。

3 後援競技会は、共催、後援もしくは協力の、新聞社あるいはテレビ局が入っていること。

4 後援競技会は、主管に、加盟団体が入っていること。

(参加競技者)

第11条 後援競技会の参加競技者は、3地域でかつ8都道府県以上からであること。

(競技日程の提出)

第12条 後援競技会の主催者は、競技会開催日の3日前までに、競技日程を本連盟が指定する方法で本連盟に提出する。

(競技結果の報告)

第13条 後援競技会の主催者は、競技結果を競技会終了後12時間以内にデジタルデータにて本連盟及び報道各社へ送信する。

(競技結果の内容)

第14条 後援競技会の主催者が発表する競技結果には、次の内容が含まれていること。

- ① 種目
- ② 競技者の順位
- ③ 競技者の姓名
- ④ 競技者の国コード
- ⑤ 競技者の記録

- ⑥ 100m、200m、110mH、100mH、走幅跳及び三段跳は、全試技の風速
- ⑦ フィールド種目は、全試技の結果
- ⑧ 競歩競技及び道路競走は5km毎のラップタイムとスプリットタイム
- ⑨ 駅伝競走は、チーム毎の各区間の氏名と記録
- ⑩ 当日の気象条件

(医務及び救護)

- 第15条 後援競技会の主催者は、競技役員として医師(医務員)1名以上を任命する。但し、大規模競技会、競歩競技会及び道路競走競技会では、複数名を任命する。
- 2 後援競技会の主催者は、緊急医療体制(AEDの配置を含む)を整備する。
  - 3 競技場で行われる競技会では、スタジアムに救護ステーションを設置し、フィニッシュ付近と第3コーナーあるいは棒高跳のピット付近(2か所、4名以上)に競技役員として本連盟公認トレーナーを待機させる。

(ドーピング検査)

- 第16条 後援競技会の主催者は、日本アンチ・ドーピング規程を適用し厳格に遵守し、日本アンチ・ドーピング機構及び本連盟医事委員会に相談の上、ドーピング検査室を設置する。
- 2 後援競技会の主催者は、ドーピング検査の対象になった競技者の移動手段を確保する。
  - 3 ドーピング検査の検体数及び検査内容については、日本アンチ・ドーピング機構及び本連盟医事委員会との協議により指定する。
  - 4 後援競技会の主催者は、世界記録もしくはエリア記録が樹立された場合、ドーピング検査を行う。
  - 5 後援競技会の主催者は、オリンピック種目で日本記録が樹立された場合、ドーピング検査を行う。
  - 6 後援競技会の主催者は、海外から参加した競技者から特段の理由により希望があった場合、競技者の費用負担でドーピング検査を行う。

(広報活動への協力)

- 第17条 後援競技会の主催者は、本連盟が指定する広報活動に協力する。

(報道対応)

- 第18条 後援競技会の主催者は、競技運営に支障のない限りにおいて報道関係者が取材や撮影を行いやすいよう報道対応を行う。
- 2 後援競技会の主催者は、当該競技会のウェブサイトを開設し、競技会要項、競技日程、競技会参加者リスト等の情報を掲載する。
  - 3 後援競技会の主催者は、競技会の2週間前までに報道窓口を設置する。
  - 4 競技会の規模にあわせて、次のものを設置する。
    - ① プレス・ワーキングルーム
    - ② インタビューエリア

- ③ 撮影エリア
- ④ スタートリスト及び競技結果掲示板

(本連盟派遣役員)

- 第19条 本連盟が指定する後援競技会の主催者は、本連盟が指定する競技会役員、競技役員 [JTOs (Japan Technical Officials)、JRWJs (Japan Race Walking Judges)、国際道路コース計測員、NFR (National Federation Representative) 等] を委嘱しなければならない。
- 2 本連盟が指定する者、JTOs、JRWJs、国際道路コース計測員、NFR は、主催者の補助となり、規則に準じた競技会運営の実現と向上に協力をする。
  - 3 後援競技会的主催者は、本連盟が指定する者、JTOs、JRWJs、国際道路コース計測員、NFR 等の活動を保証する。
  - 4 後援競技会的主催者は、本連盟が派遣する者、JTOs、JRWJs、国際道路コース計測員、NFR の経費（本連盟規程の交通費、日当、謝金及び宿泊費）を負担する。

(保険)

- 第20条 後援競技会的主催者は、競技者、競技役員及び観客からの賠償請求に対応しうる保険に加入する。
- 2 後援競技会的主催者は、競技会中止を補償する保険に加入することが望ましい。
  - 3 後援競技会的主催者は、出場競技者に旅行傷害保険の加入を促す。

### 第3章 報告と評価

(評価)

- 第21条 本連盟は、後援競技会の次の事項を評価する。
- ① 各種規程の遵守
  - ② 競技運営上の状況
  - ③ 競技者へのサービス等
  - ④ 報道へのサービス等
  - ⑤ その他

(報告書の提出)

- 第22条 各競技会的主催者は、報告書に必要事項を詳細に記載し、競技会終了後1ヶ月以内に本連盟に提出する。これらの報告書は、競技会の評価の参考とする。

### 第4章 後援競技会の認定方法

(認定方法)

第23条 後援競技会の認定は、本連盟後援競技会認定委員会において決定する。

## 第5章 後援競技会の権利

(ロゴの付与)

第24条 後援競技会の主催者は、本連盟後援競技会ロゴをポスター、プログラム、チラシ等に付与する権利を有する。

(トロフィーの製作)

第25条 後援競技会の主催者は、本連盟会長杯を製作する権利を有する。

2 本連盟会長杯の製作費は、後援競技会主催者が負担する。

## 第6章 後援名義使用料

(後援名義使用料)

第26条 後援競技会主催者は、本連盟に後援名義使用料を納入する。

2 競技場で行われる競技会及びクロスカントリー競技会は、10万円(税別)を納入する。

3 ロードレース競技会は、50万円(税別)を納入する。

但し、事業規模が3,000万円を超えるロードレース競技会の後援名義使用料は、100万円(税別)とする。

4 後援競技会主催者が協力団体の場合は、後援名義使用料は免除される。

(後援名義使用料の納入)

第27条 後援競技会主催者は、前条の後援名義使用料の30%を本連盟の指定口座へ、70%を後援競技会の主管陸上競技協会の指定口座に納入する。

2 後援名義使用料は、各競技会終了後1ヶ月以内に納入する。

附則1 この規程は、2014年度の申請から施行する。

ただし、2014年度は、移行期間とする。

附則2 2017年5月22日 第4条、第16条及び第19条の一部改定

附則3 2018年9月27日 第19条の一部改定